

さいたま市公共建築工事積算基準【資料編】

新旧対照表

令和 8 年 1 0 月改定

新

旧

備考

さいたま市公共建築工事積算基準 【資料編】 令和8年10月	さいたま市公共建築工事積算基準 【資料編】 令和8年2月	改定年月の変更
さいたま市公共建築工事積算基準【資料編】 目次 第1章 共通事項 1. 目的 1 2. 工事費内訳書における単価及び価格 3. 工事内訳書における数量 <u>5</u> 4. 改修工事の分類 <u>7</u> 5. 改修工事の積算に用いる単価の適用 6. 仮設工事の取扱い <u>8</u> 7. 工事量が僅少等の取扱い <u>9</u> 8. 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価 9. スクラップの取扱い <u>10</u> 第2章 設計変更 1. 新たな追加の工事等の取扱い <u>11</u> 2. 設計変更における単価及び価格の適用 3. 設計変更における工期 <u>12</u> 4. 設計変更における共通費の算定 5. 工事の一時中止に伴う増加費用 第3章 共通費 1. 共通費の算定方法 <u>14</u> 2. 新営工事と改修工事を一括して発注する際の共通費の算定 3. 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する際の共通費の算定 4. 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する際の共通費の算定 <u>15</u> 5. 工事に伴う湧水の排出費用	さいたま市公共建築工事積算基準【資料編】 目次 第1章 共通事項 1. 目的 1 2. 工事費内訳書における単価及び価格 3. 工事内訳書における数量 <u>4</u> 4. 改修工事の分類 <u>5</u> 5. 改修工事の積算に用いる単価の適用 <u>6</u> 6. 仮設工事の取扱い <u>7</u> 7. 工事量が僅少等の取扱い <u>8</u> 8. 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価 9. スクラップの取扱い <u>9</u> 第2章 設計変更 1. 新たな追加の工事等の取扱い <u>10</u> 2. 設計変更における単価及び価格の適用 3. 設計変更における工期 <u>11</u> 4. 設計変更における共通費の算定 5. 工事の一時中止に伴う増加費用 第3章 共通費 1. 共通費の算定方法 <u>13</u> 2. 新営工事と改修工事を一括して発注する際の共通費の算定 3. 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する際の共通費の算定 4. 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する際の共通費の算定 <u>14</u> 5. 工事に伴う湧水の排出費用	頁の変更

新	旧	備考
6. とりこわし工事の取扱い	6. とりこわし工事の取扱い	頁の変更
7. 製造業者・専門工事業者へ単独で発注する場合の算定	7. 製造業者・専門工事業者へ単独で発注する場合の算定	
8. 本来一体とすべき工事を分割した際の共通費の算定 <u>16</u>	8. 本来一体とすべき工事を分割した際の共通費の算定 <u>15</u>	
第4章 共通仮設費	第4章 共通仮設費	
1. 共通仮設費率の算定に用いるT（工期） <u>17</u>	1. 共通仮設費率の算定に用いるT（工期） <u>16</u>	
2. 共通仮設費に積み上げる項目	2. 共通仮設費に積み上げる項目	
3. とりこわし工事の共通仮設費率 <u>20</u>	3. とりこわし工事の共通仮設費率 <u>19</u>	
4. 監理事務所を設けない場合の取扱い	4. 監理事務所を設けない場合の取扱い	
5. 処分費の取扱い	5. 処分費の取扱い	
6. リース料の取扱い	6. リース料の取扱い	
7. 直接工事費が共通費基準で定める範囲を外れる場合 <u>21</u>	7. 直接工事費が共通費基準で定める範囲を外れる場合	
8. 共通仮設費率算定の留意事項	8. 共通仮設費率算定の留意事項	
第5章 現場管理費	第5章 現場管理費	
1. 現場管理費率の算定に用いるT（工期） <u>22</u>	1. 現場管理費率の算定に用いるT（工期） <u>21</u>	
2. 現場管理費に積み上げる項目	2. 現場管理費に積み上げる項目	
3. とりこわし工事の現場管理費率	3. とりこわし工事の現場管理費率	
4. 処分費の取扱い	4. 処分費の取扱い	
5. リース料の取扱い	5. リース料の取扱い	
6. 支給材を使用する工事の取扱い	6. 支給材を使用する工事の取扱い	
7. 純工事費が共通費基準で定める範囲を外れる場合	7. 純工事費が共通費基準で定める範囲を外れる場合	
8. 現場管理費率の留意事項 <u>23</u>	8. 現場管理費率の留意事項 <u>22</u>	
第6章 一般管理費等	第6章 一般管理費等	
1. 一般管理費等における契約保証費 <u>24</u>	1. 一般管理費等における契約保証費 <u>23</u>	
2. 前払金支出割合による一般管理費等率の補正	2. 前払金支出割合による一般管理費等率の補正	
3. 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用 <u>25</u>	3. 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用 <u>24</u>	
別紙 別表1～別表7 <u>30</u>	別紙 別表1～別表7 <u>28</u>	

新

旧

備考

第 1 章 共通事項		
(工事費内訳書における単価及び価格) 2. 工事費内訳書に計上する単価及び価格は原則として下記による。 なお、山間へき地等の地理・気象条件が特異な場合や社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、実情に応じた適切な単価及び価格を用いる。 (1) 単価及び価格の算定については次による。 【省略】 ロ. 複合単価 複合単価は、材料、労務、機械器具、<u>専門工事業者等の諸経費</u>等の各要素と単位施工あたりに必要とされる数量（以下「所要量」という。）から構成される歩掛りに、次の単価等乗じて算定する。 【①～④省略】 ⑤ <u>専門工事業者等の諸経費</u> <u>専門工事業者等の諸経費は、専門工事業者等の現場管理費及び一般管理費であり、表2による。専門工事業者等の諸経費は、材料、労務、機械器具の各要素に対して率を乗じ、その合計により算定する。</u> 【省略】 ホ. 上記以外の単価及び価格 上記以外の単価及び価格は、<u>専門工事業者等の諸経費を考慮のうえ</u>、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等を参考<u>として</u>定める。 (2) 複合単価、<u>単位施工単価</u>の算定に用いる歩掛りの<u>構成については次による</u>。 <u>複合単価については、官庁営繕関係統一基準の「公共建築工事標準単価積算基準」及び「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り」に定める歩掛りによる。</u> 【イ～ハ省略】 二. <u>専門工事業者等の諸経費（標準歩掛り、単位施工単価のベース単価の表中において</u>	(工事費内訳書における単価及び価格) 2. 工事費内訳書に計上する単価及び価格は原則として下記による。 なお、山間へき地等の地理・気象条件が特異な場合や社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、実情に応じた適切な単価及び価格を用いる。 (1) 単価及び価格の算定については次による。 【省略】 ロ. 複合単価 複合単価は、材料、労務、機械器具、<u>その他</u>等の各要素と単位施工あたりに必要とされる数量（以下「所要量」という。）から構成される歩掛りに、次の単価等乗じて算定する。 【①～④省略】 ⑤ <u>その他・・・「その他」は、製造業者・専門工事業者の諸経費（以下「下請経費」という。別表－4参照。）、小器材の損耗費、現場労働者に関する法定福利費等であり、「その他」の率対象に「その他」の率を乗じて算定する。なお、法定福利費とは、法定の雇用保険、健康保険、介護保険及び厚生年金保険の事業主負担額をいう。</u> 【省略】 ホ. 上記以外の単価及び価格 上記以外の単価及び価格は、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等（下請経費を含む。）を参考<u>に</u>定める。 (2) 複合単価の算定に用いる歩掛りは、官庁営繕関係統一基準の「公共建築工事標準単価積算基準」<u>によるほか</u>、「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り」による。 なお、歩掛りにおける構成については次による。 【イ～ハ省略】 二. <u>その他</u>	公共建築工事標準 単価積算基準の改 定に伴い修正

新	旧	備考
は、「諸経費」という。) 専門工事業者等の諸経費の率は、表3によることを基本とする。 (3) 専門工事業者等の諸経費の率については、次による。 イ、専門工事業者等の諸経費の率は中間値を標準とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。 ロ、歩掛りによらず計上する労務単価については、原則として、専門工事業者等の諸経費の労務費の率を乗する。 ハ、歩掛りの表中の材料費、消耗材料費等のうち、電気設備工事における電灯設備※1、動力設備※2、受変電設備※3、電力貯蔵設備※4、構内交換設備※5については、原則として専門工事業者等の諸経費の率の対象外とする。 ※1 開閉器箱・分電盤 ※2 制御盤 ※3 受配電盤、低圧盤、変圧器、高圧進相コンデンサ、直列リアクトル、高圧開閉器その他 ※4 蓄電池、整流器、キュービクル式 ※5 端子盤、集合保安器箱 二、歩掛りの表中にない材料費、消耗材料費等について、専門工事業者等の諸経費の率の取扱いは、以下による。 ① 建築新営工事における鉄筋及びコンクリートについては、原則として、専門工事業者等の諸経費の率の対象外とする。	「その他」は、別表－5～7の範囲内で工種ごとの率による。 「その他」の率は中間値＋1%を標準※とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。 ※墜落制止用具の費用を含めた環境安全費の計上分として1%を加算。対象は別表－5～7に示された工種とする。 なお、交通誘導警備員等の率の設定がされていない工種等については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額、環境安全費及び会社経費を適切に反映した率を設定する。 【追加】	公共建築工事標準単価積算基準の改定に伴い修正 公共建築工事標準単価積算基準の歩掛り表より 公共建築工事積算基準等資料の改定に伴い追加

新	旧	備考
<u>② 機械設備工事における空調和機器※¹、衛生器具及び衛生設備機器※²については、原則として、専門工事業者等の諸経費の率の対象外とする。</u> <u>※1 ボイラー、冷凍機、冷却塔、空調和機、空気清浄装置、全熱交換器、ポンプ類、送風機、タンク類、ヘッダー等</u> <u>※2 ボイラー、温水発生機、タンク類、ポンプ類、厨房器具、湯沸器类等</u> <u>③ 共通仮設費に積上げとなるクレーンについては、原則として、専門工事業者等の諸経費の率の対象外とする。</u> <u>④ なお、専門工事業者等の諸経費の率の対象外とした材料費、消耗材料費であっても、工事量が少量・僅少の場合や地域の実情等から、専門工事業者等の諸経費を計上することが妥当と判断できる場合は、専門工事業者等の諸経費の率を乗することができる。</u> <u>(4) 単価及び価格の適用</u> <u>(5) 単価の計上は、主要な資材を除き、複合単価として計上する。</u> <u>(6) 単価・金額・工事価格（建築工事・設備工事 共通）の端数処理は表1－2のとおりとする。</u>	【追 加】 <u>(3) 単価及び価格の適用</u> <u>(4) 単価の計上は、主要な資材を除き、複合単価として計上する。</u> <u>(5) 単価・金額・工事価格（建築工事・設備工事 共通）の端数処理は表1－2のとおりとする。</u>	項番号の修正
第2章 設計変更		
（設計変更における単価及び価格の適用） 2. 設計変更における工事費積算に用いる単価及び価格は、原則として以下のとおり取扱うものとする。 （1）工事内容の変更に伴い設計変更契約をする場合 変更部分の「単価」の採用については、次のとおり取扱う。 イ. 採用する単価とその優先順位は、第1章<u>2</u>（3）イによる。 【省略】 （2）追加発注の場合 現に施工中の工事に対し追加工事を発注する場合、その「単価」の採用については、次	（設計変更における単価及び価格の適用） 2. 設計変更における工事費積算に用いる単価及び価格は、原則として以下のとおり取扱うものとする。 （1）工事内容の変更に伴い設計変更契約をする場合 変更部分の「単価」の採用については、次のとおり取扱う。 イ. 採用する単価とその優先順位は、第1章<u>4</u>（3）イによる。 【省略】 （2）追加発注の場合 現に施工中の工事に対し追加工事を発注する場合、その「単価」の採用については、次	項番号の修正

新

旧

備考

のとおりに取扱う。 イ. 採用する単価とその優先順位は、第1章 <u>2</u>（3）イによる。	のとおりに取扱う。 イ. 採用する単価とその優先順位は、第1章 <u>4</u>（3）イによる。	
第3章 共通費		
（建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する際の共通費の算定） 3. 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定 （1）建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合 イ. 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。 ① 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。 ② 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。 ③ 一般管理費等は、それぞれの工事種別 <u>ごとの工事原価に対する</u> 工事の一般管理費等率により算定 <u>し、それらの合計による。</u> 【省略】	（建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する際の共通費の算定） 3. 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定 （1）建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合 イ. 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。 ① 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。 ② 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。 ③ 一般管理費等は、それぞれの工事種別 <u>の工事原価の合計額に対する主たる</u> 工事の一般管理費等率により算定 <u>する。</u> 【省略】	公共建築工事積算 基準等資料の改定 に伴い修正
第4章 共通仮設費		
（共通仮設費に積み上げる項目） 2. 以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。 【（1）～（3）省略】 （4） 環境安全費 交通誘導・安全管理等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警	（共通仮設費に積み上げる項目） 2. 以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。 【（1）～（3）省略】 （4） 環境安全費 交通誘導・安全管理等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警	公共建築工事積算 基準等資料の改定 に伴い修正

新

旧

備考

備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用)、 <u>引込み用開閉器の二次側の架空線防護に要する費用</u> 、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の防護シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策の要する費用	備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用)、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の防護シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策の要する費用											
【(5)～(10)省略】	【(5)～(10)省略】											
<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>第1 この基準は、令和8年10月1日から施行する。</u> <u>(従前の基準類の取り扱い)</u> <u>第2 施行日以前に公告された案件については、従前の例による。</u>	<u>【追加】</u>	附則の追加										
別表－4 製造業者・専門工事業者の諸経費 <table><tr><td>現場管理費</td><td><u>工事施工に当たり現場で必要とする費用及び現場労働者に係る費用であり、その内容は以下のとおりとする。</u> 労務管理費(安全、衛生に要する費用を含む)、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費(法定の雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額)、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、<u>小器材の損耗費</u>その他の現場管理に要する費用</td></tr><tr><td>一般管理費等</td><td><u>本店及び支店の従業員に係る費用並びに会社の継続運営に必要な費用であり、その内容は以下のとおりとする。</u> 役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、維持修繕費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、地代家賃、減価償却費、試験研究償却費、租税公課、保険料、雑費、付加利益</td></tr></table>	現場管理費	<u>工事施工に当たり現場で必要とする費用及び現場労働者に係る費用であり、その内容は以下のとおりとする。</u> 労務管理費(安全、衛生に要する費用を含む)、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費(法定の雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額)、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、 <u>小器材の損耗費</u> その他の現場管理に要する費用	一般管理費等	<u>本店及び支店の従業員に係る費用並びに会社の継続運営に必要な費用であり、その内容は以下のとおりとする。</u> 役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、維持修繕費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、地代家賃、減価償却費、試験研究償却費、租税公課、保険料、雑費、付加利益	別表－4 製造業者・専門工事業者の諸経費 (下請経費) <table><tr><td colspan="2"><u>製造業者・専門工事業者の諸経費とは、製造業者・専門工事業者の現場管理費及び一般管理費等であり、その内容は以下のとおりとする。</u> <u>現場管理費とは、工事施工に当たり現場で必要とする費用であり、一般管理費等とは製造業者・専門工事業者の継続運営に必要な費用と付加利益である。</u></td></tr><tr><td>現場管理費</td><td>労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、その他の現場管理に要する費用</td></tr><tr><td>一般管理費等</td><td>役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、維持修繕費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、地代家賃、減価償却費、試験研究償却費、租税公課、保険料、雑費、付加利益</td></tr></table>	<u>製造業者・専門工事業者の諸経費とは、製造業者・専門工事業者の現場管理費及び一般管理費等であり、その内容は以下のとおりとする。</u> <u>現場管理費とは、工事施工に当たり現場で必要とする費用であり、一般管理費等とは製造業者・専門工事業者の継続運営に必要な費用と付加利益である。</u>		現場管理費	労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、その他の現場管理に要する費用	一般管理費等	役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、維持修繕費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、地代家賃、減価償却費、試験研究償却費、租税公課、保険料、雑費、付加利益	公共建築工事標準 単価積算基準の改定に伴い修正
現場管理費	<u>工事施工に当たり現場で必要とする費用及び現場労働者に係る費用であり、その内容は以下のとおりとする。</u> 労務管理費(安全、衛生に要する費用を含む)、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費(法定の雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額)、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、 <u>小器材の損耗費</u> その他の現場管理に要する費用											
一般管理費等	<u>本店及び支店の従業員に係る費用並びに会社の継続運営に必要な費用であり、その内容は以下のとおりとする。</u> 役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、維持修繕費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、地代家賃、減価償却費、試験研究償却費、租税公課、保険料、雑費、付加利益											
<u>製造業者・専門工事業者の諸経費とは、製造業者・専門工事業者の現場管理費及び一般管理費等であり、その内容は以下のとおりとする。</u> <u>現場管理費とは、工事施工に当たり現場で必要とする費用であり、一般管理費等とは製造業者・専門工事業者の継続運営に必要な費用と付加利益である。</u>												
現場管理費	労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、その他の現場管理に要する費用											
一般管理費等	役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、維持修繕費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、地代家賃、減価償却費、試験研究償却費、租税公課、保険料、雑費、付加利益											

新

別表－５ 専門工事業者等の諸経費の率

率を乗する歩掛りの対象	率	備考
労務費（労）※	42～52%	
材料費、消耗材料費等（労以外）※	9～13%	

※標準歩掛り、単位施工単価のベース単価の歩掛りの表中において、（労）、（労以外）の略称により、率を乗する歩掛りの区分を示す。標準歩掛り、単位施工単価のベース単価と類似の材料等を用いる場合においては、表中の「率を乗する歩掛りの区分」に準じて率を乗する。

旧

別表－５ 建築工事の歩掛り作成時における「その他」（下請経費及び小器材の損耗費等）

工事種別	工 種	「その他」の率	「その他」の率対象	備 考
建 築	仮 設	20～30%	労、雑	
	土 工	20～30%	労、雑	
	地 盤	20～30%	労、雑	
	鉄 筋	20～30%	労、雑	
	コンクリート	20～30%	労、雑	
	型 枠	18～26%	材、労、雑	
	鉄 骨	20～30%	労、雑	
	既製コンクリート	15～23%	材、労	材に以外、得骨材、鉄筋は含めない
	防 水	15～23%	材、労、雑	
	石	16～24%	労	
工 事	タ イ ル	16～24%	材、労	材に以外、得骨材は含めない
	木 工	20～30%	労	
	屋根及びとい	15～23%	材、労、雑	
	金 属	16～24%	材、労	
	左 官	19～27%	労	
	建 具（建具取付）	16～24%	労	
	建 具（ガラス）	15～23%	材、労	
	塗 装	18～26%	材、労、雑	
	内 外 装	15～23%	材、労、雑	材に以外、得骨材は含めない
	仕上げユニット	20～30%	労	
	障 水	18～26%	材、労、雑	材に普通おとし、砂利、おとし、得骨材は含めない
	構 内 構 装	18～26%	材、労、雑	
	構 装 樹 木 費以外	18～26%	材、労、雑	材に含めない
	構 装 樹 木 費	上記減率率×0.7	材	材に地液境を含める
	樹 木	20～30%	労、雑	
	外 壁 装 修	20～30%	労	
	とりこわし	20～30%	労、雑	

- （注）１、表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。
 ２、植栽の「その他」の率には枯損費、枯損処理を含めるとする。
 ３、取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

備考

公共建築工事標準
単価積算基準の改
定に伴い修正

新

旧

備考

別表—6 電気設備工事の歩掛り作成時における「その他」(下請経費及び小器材の損耗費等)—

工事種別	工 種	「その他」の率	「その他」の率対象	備 考
電 気 設 備 工 事	配 管 工 事	20～30%	労	電線管
	配 線 工 事	20～30%	労	電線
	接 地 工 事	20～30%	労	接地端子盤等
	塗 装 工 事	18～26%	材、労、雑	
	機 器 搬 入	20～30%	労、雑	
	電 灯 設 備	20～30%	労	照明器具、配線器具
	動 力 設 備	19～27%	労	制御器等
	雷 保 護 設 備	20～30%	労	避雷針等
	受 変 電 設 備	19～27%	労	配電盤類、変圧器、コンデンサ等
	電力貯蔵設備	19～27%	労	電源機器等
	架 空 線 路	20～30%	労	電柱、柱上変圧器、保安開閉器等
	地 中 線 路	20～30%	労	保護管
	構内交換設備	19～27%	労	端子盤、電話機等
	情報表示・拡声設備	19～27%	労	時計、スピーカー、表示器等
	誘導支援設備	19～27%	労	インターホン等
	テレビ共同受信設備	19～27%	労	テレビアンテナ等
	監視カメラ設備	19～27%	労	テレビカメラ等
	火災報知設備	19～27%	労	火災受信機等
	撤 去	20～30%	労	
	機 器 搬 出	20～30%	労、雑	
	は づ り 工 事	20～30%	労	

(注) 1. 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。
2. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

公共建築工事標準
単価積算基準の改
定に伴い修正

新

旧

備考

別表ー7 機械設備工事の歩掛り作成時における「その他」(下請経費及び小器材の損耗費等)ー

工事種別	工 種	「その他」の率	「その他」の率対象	備 考
機 械 設 備 工 事	各種配管工事	20～30%	労	労務費にははつり補修費を含む
	配管附属品	19～27%	労	弁、伸縮継手、蒸気トラップ、水栓、排水金具、計器類等
	保温工事	18～26%	材、労、雑	
	塗装工事	18～26%	材、労、雑	
	機器搬入	20～30%	労、雑	
	総合調整	20～30%	労	
	空気調和機器	19～27%	労	ボイラー、冷凍機、空気調和機、ポンプ、送風機等
	ダクト工事	16～24%	材、労、雑	
	ダクト附属品	19～27%	労	吹出口、吸込口、ダンパー類等
	ダクト附属品 (たわみ継手)	18～26%	材、労	
	自動制御設備	19～27%	労	労務費には自動制御機器調整費を含む
	衛生器具	20～30%	労	
	衛生機器	19～27%	労	タンク、ポンプ、脱臭器具、湯沸器、消火器具類等
	機	19～27%	労	ため機、インバート機、弁機類等
	撤 去	20～30%	労	
	配管分岐・切断	20～30%	労	複合単価分は対象外
	機器搬出	20～30%	労、雑	
	はつり工事	20～30%	労	
	ダクト端部閉塞	16～24%	材、労	
	インバート改修	19～27%	労	

ー(注) 1. 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。ー

2. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。ー

公共建築工事標準
単価積算基準の改
定に伴い修正